

# 令和元年房総半島台風等<sup>※1</sup>の被災者に対する 建築確認申請等の申請に係る手数料の免除について

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課  
043-223-3181

「令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨」によって被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受けた地域内において、令和元年房総半島台風等により損壊した建築物の建替え等を行うにあたって、建築基準法に基づく建築確認申請等を行う場合、当該申請に係る手数料を免除します。

※1 令和元年房総半島台風等とは、「令和元年房総半島台風<sup>※2</sup>・東日本台風<sup>※2</sup>及び10月25日の大雨<sup>※2</sup>」を示す。

※2 令和元年房総半島台風とは「令和元年台風第15号」、令和元年東日本台風とは「令和元年台風第19号」、10月25日の大雨とは「令和元年台風第21号の影響による大雨」を示す。

## 1 適用対象

災害救助法の適用を受けた地域内において令和元年房総半島台風等により被害を受けた建築物の建替え等。

※千葉県が建築基準法の確認等を所管する区域に限ります。以下の市については、各市にお問合せください。（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物は、②に掲げる各市へご相談ください。）

(1) 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市

(2) 鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市

※建築確認申請手続きの要否及び手数料に関する内容は、下記担当窓口まで御相談ください。

※民間確認審査機関へ建築確認申請手続きをされる場合は、各機関に御相談ください。

## 2 免除金額

災害救助法の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、令和3年10月24日までに工事に着手するものについては、確認申請手数料等の全額免除

## 3 免除措置をする手数料

「確認申請、計画変更確認申請、完了検査申請、中間検査申請、計画通知、計画変更通知、工事完了検査通知及び特定工程工事終了通知」の手続きに係る手数料

## 4 申請に必要な書類

建築確認申請等の申請の際に以下の書類を添付して、各市町村窓口へ提出してください。

① 減免申請書（千葉県使用料及び手数料条例施行規則別記第一号様式）

② 付近見取図、配置図、平面図

③ 市町村長が発行した「罹災証明書」の写し等（適用対象に該当することの証明書）

## 5 担当窓口（事前にご相談ください。）

柏土木事務所建築宅地課:04-7167-1371

山武土木事務所建築宅地課:0475-54-1133

印旛土木事務所建築課:043-483-1141

長生土木事務所建築宅地課:0475-24-4286

成田土木事務所建築宅地課:0476-26-4854

夷隅土木事務所建築宅地課:0470-62-3315

香取土木事務所建築宅地課:0478-52-5554

安房土木事務所建築宅地課:0470-22-4340

海匝土木事務所建築宅地課:0479-72-1172

君津土木事務所建築宅地課:0438-25-5137